

令和6年4月1日

関係各位

静岡県公立大学法人
静岡県立大学・静岡県立短期大学部

共同研究等に係る間接経費の改定について（お知らせとお願い）

平素より本学との産学官連携活動につきまして、御理解及び御協力を賜り誠にありがとうございます。ごぞいます。

この度、本学では共同研究、受託研究及び奨学寄附金における間接経費の取扱いを見直し、変更することといたしましたので、お知らせとお願いを申し上げます。

これまでに、企業等の皆様には、共同研究等の実施にあたり、研究費総額の6%に相当する間接経費の御負担をお願いし、研究の基盤を確保するために必要な経費として、研究環境の維持等に活用させていただいております。

大学において共同研究等の活動を行うためには、研究に直接必要な経費だけではなく、活動を支える設備・機器の維持・管理、図書や電子ジャーナルの整備、情報ネットワークの維持・管理、水道光熱費、研究支援部門の人件費など、様々な間接コスト※が必要となります。特に、近年の物価高騰による影響が大きく、このままでは研究活動を支えることが困難となっております。

本学では、これまで経費削減の取組みを進めながら、企業等の皆様との産学連携活動の活性化を目指して、間接経費率を出来る限り低く設定してまいりましたが、**別紙（1～3）のとおり見直す**ことといたしました。

企業等の皆様には、新たな負担となるところですが、共同研究等を実施していくためには、研究活動を支える研究基盤の構築・維持が不可欠でありますことを御理解いただき、間接経費の御負担に御協力をお願いいたします。なお、間接経費については、共同研究等を行うに当たっての本学の研究力及び研究支援体制の維持・強化に活用してまいります。

以上、本学では、体制整備や改善を行いながら産学官連携活動を推進してまいりますので、今後とも皆様の御理解と御協力の程、どうかよろしくお願ひいたします。

※「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成28年度及び令和2年度追補版を含む。文部科学省、経済産業省）が示されたことから、改めて、本学の研究活動に係る間接コストを試算したところ、間接経費率が30%以上となっていることが確認されました。

1 改定内容

受託研究、共同研究及び奨学寄附金において、間接経費率を下表のとおりといたします。

	現在	第一段階 R6. 10. 1～R9. 9. 30	第二段階 R9. 10. 1～
受託・共同研究	総額×6%以上	<u>直接経費×18%以上</u>	<u>直接経費×30%以上</u>
奨学寄附金	総額×6%以上	<u>総額×12%以上</u>	同左

2 適用対象

①受託・共同研究契約

[原則]

- ①研究締結日が令和6年10月1日以降の契約
- ②研究期間の延長と経費の増額を伴う変更契約で、研究締結日が令和6年10月1日以降の契約（増額部分のみが適用対象）

[留意点]

- ・ 上記①②については、研究契約書の遣り取りや学内手続きにより、事務局受付から契約締結まで、少なくとも1か月は時間を要します。そのため、令和6年9月1日以降に事務局受付となった場合は、適用対象（新率適用）となります。
- ・ 既に契約締結済み（複数年契約等）や、変更契約（期間延長、研究内容及び共同研究者変更のみの場合）の場合は、適用対象外（旧率適用）となります。
- ・ 令和6年9月30日までの間に、複数年契約（分割入金）を締結した場合は、初（令和6）年度の入金は適用対象外（旧率適用）となり、令和7年度以降の入金は、適用対象（新率適用）となります。

②奨学寄附金

[原則]

入金予定日が令和6年10月1日以降の案件

[留意点]

- ・ 学内の手続き等により、寄附申込書受付から1か月程度時間を要します。そのため、令和6年9月1日以降に事務局受付となった場合は、適用対象（新率適用）となります。

3 間接経費の主な用途

研究支援体制の整備、研究設備・機器の維持費など研究基盤の維持・管理に使用します。

4 問合せ窓口

静岡県公立大学法人静岡県立大学 教育研究推進部 地域・産学連携推進室

Tel : 054-264-5124 Mail : renkei@u-shizuoka-ken.ac.jp

Website URL : <https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/cooperation/>